

令和7年度当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）
を充てた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税および地方消費税が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその使途を明確化し、社会保障に必要な経費に充てるものとされています。

女川町における令和7年度に交付される社会保障財源化分の地方消費税交付金の使途については、以下のとおりです。

< 岁 入 >
地方消費税交付金（社会保障財源分） 100,000千円

< 岁 出 >
上記交付金が充てられた社会保障施策に要する経費 1,606,131千円

(内 訳)

(単位:千円)

区分	費 　目	経費	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福 祉	社会福祉費	280,998	164,642	0	1,006	11,103	104,247
	老人福祉費	97,049	1,208	0	3,390	8,899	83,552
	児童福祉費	640,475	125,930	0	15,914	47,994	450,637
社会 保 険	国民健康保険 特別会計繰出金	71,528	29,842	0	0	4,012	37,674
	後期高齢者医療 特別会計繰出金	34,076	22,670	0	0	1,098	10,308
	介護保険 特別会計繰出金	146,933	7,006	0	0	13,468	126,459
衛 生 健	保健衛生費	335,072	138,888	0	56,700	13,426	126,058
合 計		1,606,131	490,186	0	77,010	100,000	938,935

※地方消費税交付金（社会保障財源分）については、一般財源の比率により按分しています。